

# 特定建築物使用届 提出の手引き

平成15年 3月

東大阪市 保健所環境薬務課

0729-60-3804

## 1 特定建築物とは

「特定建築物」とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下法という）で規定される、多数の者が使用し、または利用する建築物で、相当程度の規模を有するものをいいます。

相当程度の規模とは、特定用途（下表参照）に供される部分の延べ面積が、3,000 m<sup>2</sup>以上、学校のみ8,000 m<sup>2</sup>以上であることをいいます。

特定建築物に該当する場合には、

保健所への届出（法第5条）

建築物環境衛生管理基準の遵守（法第4条）

建築物管理技術者の選任（法第6条）

帳簿書類の備え付け（法第10条）

が必要となります。

### (1) 判定要素

「特定建築物」とは、次の～の要件に該当する建築物のことをいいます。

特に～の3つの要件が判定要素になります。

建築基準法にいう「建築物」であること。

「特定用途」に供される建築物であること。

「延べ面積」の要件を満たすこと。

「多数の者」が使用または利用するものであること。

維持管理について環境衛生上とくに配慮が必要なものであること。

### (2) 特定用途の建築物

| 特定用途  | 内 容   | 備 考                                 |
|-------|---|-------------------------------------|
| a 興行場 | 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に定義する興行場をいい、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、または観せ物を公衆に見せ、または聞かせる施設   |                                     |
| b 百貨店 | 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第2条に定義する大規模小売店舗(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む) | g.の店舗のうち特に大規模なもの、スーパーマーケット、疑似百貨店を含む |
| c 集会場 | 会議、社交などの目的で公衆の集合する施設をいい、公民館、市民ホール、各種会館、結婚式場など                                 |                                     |

|              |   |                      |
|--------------|---|----------------------|
| d 図書館        | 図書、記録、その他必要な資料を収集・整理・保存して公衆の利用に供することを目的とする施設  | 図書館法に規定するものに限らない     |
| e 博物館<br>美術館 | 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学、美術などに関する資料を収集・保管・展示して、公衆の観覧に供することを目的とする施設  | 博物館法に規定するものに限らない     |
| f 遊技場        | 設備を設けて、公衆にマージャン、パチンコ、卓球、ボーリング、ダンス、その他の遊技をさせる施設  | 体育館、その他のスポーツ施設は含まれない |
| g 店舗         | 公衆に対して物品を販売し、またはサービスを提供することを目的とする施設をいい、一般卸売店、小売店のほか飲食店、喫茶店、バー、理容所、美容所、その他サービス業に係る店舗を広く含む  |                      |
| h 事務所        | 事務をとることを目的とする施設をいい、人文科学系の研究所など、そこにおいて行われる行為が事実上事務と同視される施設については、名称のいかんを問わず事務所に該当する。なお、銀行などは店舗と事務所の両方の用途に供されるものとして一体的に把握する  |                      |
| i 学校         | <p>a 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園</p> <p>b 学校教育法第82条の2に規定する専修学校</p> <p>c 学校教育法第83条に規定する各種学校</p> <p>d 各種学校類似の教育を行う施設</p> <p>e 国・地方公共団体（都道府県・市町村）、会社などがその職員の研修を行うための施設（研修所）</p> |                      |
| j 旅館         | 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に定義する旅館業を営むための施設をいい、旅館、ホテルなど  | 寄宿舍は含まれない            |

イ 「特定用途」について注意すべき点

- a 共同住宅は法第2条の例示にありますが、個人住宅の集合で個人の責任において維持管理が行われる性格のものであるから施行令第1条では規制対象から除外しています。
- b 「特定用途」に該当しないものには、共同住宅のほか工場、作業場、病院、寄宿舍、駅舎、寺院及び教会などがあります。
- c 「百貨店」の取扱は、昭和48年に「百貨店法」が廃止され、昭和49年3月1日施行の「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に吸収されたため、この法にいう「大規模小売店舗」をさします。

(3) 延べ面積について

ア 延べ面積の計算方法

|  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 興行場・百貨店・集会場・図書館・博物館・美術館・遊技場<br/>店舗・事務所</li> <li>・ 下欄の学校以外の学校（研修所を含む）</li> <li>・ 旅館</li> </ul> |   | A 3000【㎡】                                  |
| 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・小学校・中学校・<br>高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校）   |   | A 8000【㎡】                                  |
| 特<br>定<br>用<br>途<br>の<br>算<br>定<br>式   | A 特定用途に供される部分の延べ面積【㎡】   | $A = a + b + c$                            |
|  | a もっぱら特定用途に供される部分の延べ面積【㎡】   | 事務所や店舗などの占有面積                              |
|  | b 特定用途に供される部分に付随する部分（いわゆる共用部分）の延べ面積【㎡】  | 廊下・階段・機械室など建築上の共用部分                        |
|  | c 特定用途に供される部分に付属する部分の延べ面積【㎡】  | 百貨店内の倉庫、銀行内の貸金庫、事務所の書庫、事務所付属の駐車場、新聞社の印刷所など |
|  | B もっぱら特定用途以外の用途に供される部分の延べ面積【㎡】  | ビル内の診療所、共同住宅などの占有部分                        |
| 注  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「延べ面積」とは床面積の合計をいう。</li> <li>・ 「床面積」は、「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」（建築基準法）によって算定する。</li> </ul> |  |

イ 建築物の個数

一個あるいは一棟の建物ごとに特定建築物となります。

具体的な判断は、建築基準法第6条の規定による建築確認の際の個数決定によります。

2 届出書類

建築物使用届出書

建築一般図面（配置図、平面図、立面図、主断面図）

空調設計図面（系統図、平面図、機器リスト）

給排水設備設計図面（系統図、平面図、機器リスト）

廃棄物保管場所設計図面

その他必要書類

建築物管理技術者の免状 原本（確認後返却）および写し

3 提出部数 各2部

図面類は、外気取入れ口、排気口の位置、給排水設備の配置等について、内容を説明できるものにしてください。